

岩手県医療局管理規程第4号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月28日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前								改正後							
別表第2（第3条関係）								別表第2（第3条関係）							
1・2 [略]								1・2 [略]							
3 医療職給料表(2)に定める職務区分表								3 医療職給料表(2)に定める職務区分表							
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
本庁	[略]				栄養指導 監 [略]	[略]		本庁	[略]				リハビリ テーショ ン指導監 栄養指導 監 [略]	[略]	
[略]								[略]							
[略]								[略]							
4 [略]								4 [略]							
備考 改正部分は、下線の部分である。															

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。